



15消安第7441号

平成16年3月26日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料用チキンミール等の大臣確認に係る通知等の改正について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)(以下「成分規格等省令」という。)別表第1の1の(1)のヌに規定する確認済チキンミール等の製造基準等については、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について」(平成13年11月1日付け13生畜第4224号農林水産省生産局長・水産庁長官通知)により示しているところであり、また、ペットフード原料用の豚等に由来する肉骨粉等及び肥料原料用の豚等に由来する肉骨粉等についての独立行政法人肥飼料検査所理事長の確認に係る製造基準等については「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」(平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官通知。以下「ペットフード用肉骨粉等通知」という。)により示しているところである。

これらの製造基準等を規定した通知のうち、下記の事項について、別紙1及び2の新旧対照表のとおり改正するので、御了知されるとともに、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いする。

記

1 確認済チキンミール等の製造基準の改正

成分規格等省令別表第1の1の(1)のヌに規定する確認済チキンミール等の製造基準においては、原料は食鳥処理場のみから収集することとしていたところであるが、家きんを飼養する農場から発生する廃鶏等についても、

家きん以外のたん白質から分離されている旨の要件を満たす原料であると考えられることから、原料収集先の基準として、家きんを飼養する農場を追加することとする。(別紙1新旧対照表の別添2の1の(1))

これに伴い、ペットフード用肉骨粉等通知の別紙1の別添1及び別紙2の別添1に規定する「豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物に由来する肉骨粉等の製造基準」の家きん原料の収集先についても同様の改正をすることとする。(別紙2新旧対照表の別紙1の別添1の(1)及び別紙2の別添1の(1))

なお、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)における家畜伝染病等に汚染されているおそれのある家きんを受け入れる場合等には、防疫上の措置を要する必要があるため、必要に応じて事業場の所在する都道府県の家畜衛生部局に連絡し、講じるべき措置等について指示を受けるものとする。

2 ペットフード用肉骨粉等の確認の有効期間の改正

ペットフード用の豚、馬、家きん及び海産ほ乳動物に由来する肉骨粉等についての独立行政法人肥飼料検査所理事長による確認書の有効期間について、2年間から3年間に延長する。(別紙2新旧対照表の別記様式第2号の備考)

なお、現に発出している確認書の有効期間は、確認書発出時点での有効期間である2年間であるので留意するものとする。